

計画等の案の概要

名 称	私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正について		
公表するもの	私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正(案)		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和6年3月28日(木)～令和6年4月24日(水)
	無		
担当課等名	スポーツ・文化観光部 総合教育局 私学振興課 電話番号 054-221-3346		
総合計画における位置付け	6-1 「文・武・芸」三道鼎立の学びの場づくり (1) 「知性」・「感性」を磨く学びの充実		
審議会等の名称	静岡県私立学校審議会		
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>私立各種学校の設置に係る認可の弾力化を図るため、「私立各種学校設置認可等審査基準」の一部を改正する。</p>			
<p><b>2 骨子</b></p> <p>(1) 改正の理由</p> <p>本県の校地の借用等に係る基準が校種ごとに異なることから見直しを行い、校地の借用等に係る基準を「小中高等学校設置審査基準」に統一する。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>校地を「負担付き」「借用」としてもよい場合の例外規定を「ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められた場合は、この限りではない。」に変更（第9条）</p> <p>(3) 施行時期</p> <p>令和6年4月下旬から5月上旬</p>			